

■本覚書の主旨について■

委託先事業所である事業主の皆さまに締結をお願いしている「覚書」取り交わしの主旨は以下のとおりですので、委託事業主の皆さまへご説明の際は、覚書主旨へのご理解を賜りますよう、ご協力をお願い申し上げます。

- 覚書は、マイナンバー法施行に伴い、事業主・当センター・会員社労士の間で取り交わす必要が生じた個人番号取扱いに関する三者間の合意書面です。
- 事業主と当センターとの間の委託契約は、労働保険事務等委託書に基づいて個人番号関係の事務が行われることとなりますが、これまでの委託事項に加えて個人番号情報の取扱いを新たに取り決める必要があります。平成28年1月以降は、委託事項に「個人番号関係を含む」の文言を追加した新様式の労働保険事務等委託書を使用いたしますが、引き続き覚書を取り交わしていく方針としております。
- 当センターが個人番号を取扱う対象は、当センターの職員並びに一定額以上の支払調書を必要とする会員社労士の情報に限定します。
- 当センターは事業主から個人番号の提供は受けることはなく、担当する会員社労士が個人番号の提供を受けることとなります。(具体的な個人番号の提供等は、別途、委託事業主と担当社労士で覚書を取り交わして下さい。)
- 当センターの会長が特定個人情報管理責任者となり事務局長を事務取扱責任者として指名しますが、事業主から提供された個人番号関係の事務は担当する会員社労士が事務取扱担当者となります。

上記を踏まえ、委託先事業所である事業主と受託先である当センター並びに担当する会員社労士との連名により締結することとしたのが本覚書です。

マイナンバー制度における千葉SRと社労士会員、
事業主・一人親方会員、及び行政機関等の関連イメージ図

